「上級相続診断士®」練習問題①

（試験時間 90分）

＜注意事項＞

①試験問題は、試験監督者の指示があるまで開かないでください。

②試験問題用紙は、問題用紙と解答用紙からなっています。解答はすべて解答用紙に記入してください。

③解答用紙に、氏名を必ず記入してください。

④問題数（＝解答数）は合計60 問です。

⑤試験問題は、2022年1月1日現在施行（法令の効力が発効）の法令に準拠しています。

⑥試験問題の内容に関する質問には一切お答えできません。

⑦問題用紙に印刷の不鮮明や乱丁・落丁があった場合は、お申し出ください。

⑧携帯電話の電源は切っておいてください。

⑨不正行為があった場合は、試験を停止させていただきます。

⑩その他、退室等は試験監督者の指示に従ってください。

⑪試験結果の通知に関して、誤答箇所等についての問い合わせには一切お答えできません。

⑫写真付き身分証明書を通路から見える所へ提示して下さい。

⑬試験問題は試験終了時に必ずご返却ください。

JiDA™
Japan Inheritance Diagnosis Association

問　次の関連業法とコンプライアンスに関する各文章を読んで、正しいものまたは適切なものには〇を、誤っているものまたは不適切なものには×を、解答用紙に記入しなさい。（各1点）

（問1）　弁護士資格を有しない相続診断士が、有償で相続に関する個別法律相談を受けることは弁護士法に抵触する。

（問2）　弁護士資格を有しない相続診断士であっても、争いが起きそうな相続の相談を受け助言を行い、公正証書遺言の作成に関与することができる。

（問3）　弁護士資格を有しない相続診断士であっても、顧客の家族構成や財産の状況をヒアリングすることは、直ちに弁護士法には抵触しない。

（問4）　税理士資格を有しない相続診断士が、相続税についてのセミナーの講師を務めても、一般的な制度の紹介、解説であれば、税理士法に抵触しない。

（問5）　税理士資格を有しない相続診断士が、顧客の相続税に関する相談を受け、相続税の試算や助言を行うことは、直ちに税理士法に抵触しない。

（問6）公正証書遺言作成の証人となれる者は、弁護士及び司法書士の資格を有する者のみである。

（問7）　司法書士資格を有しない相続診断士は、無償であっても、遺産分割協議により不動産の名義を被相続人から相続人へ変更する相続登記（権利登記）の申請を行うことができない。

（問8）　司法書士資格を有しない相続診断士でも任意後見人になることができる。

（問9）　遺言執行者の就任は、弁護士・税理士・司法書士・行政書士のみが業として行うことができる。

（問10）相続診断士は、顧客との契約により後見人となることができるほか、任意後見契約を前提とした見守り契約を締結し、被後見人となる方をサポートすることができる。

問　相続診断士に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。(2 点)

(問 11) 相続診断士に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1．相続診断士は、各業法に抵触しないように注意しながら、専門家と一緒に最適な解決策を考える。
2．相続で揉めないために、エンディングノートや遺言書で想いを残し、「お金の勘定」だけでなく「気持ちの感情」も整える必要がある。
3．相続診断士の使命は、争族を減らし、笑顔相続を普及することである。
4．相続診断士が遺言を作成する際は、財産状況を把握し、相続税額を計算し、遺留分に配慮しながら遺言書の作成に努める。

問　以下のそれぞれの設問に解答しなさい。(各 3 点)

下記(問 12～13)問題の被相続人甲の親族関係図は以下のとおりである。

親族相関図

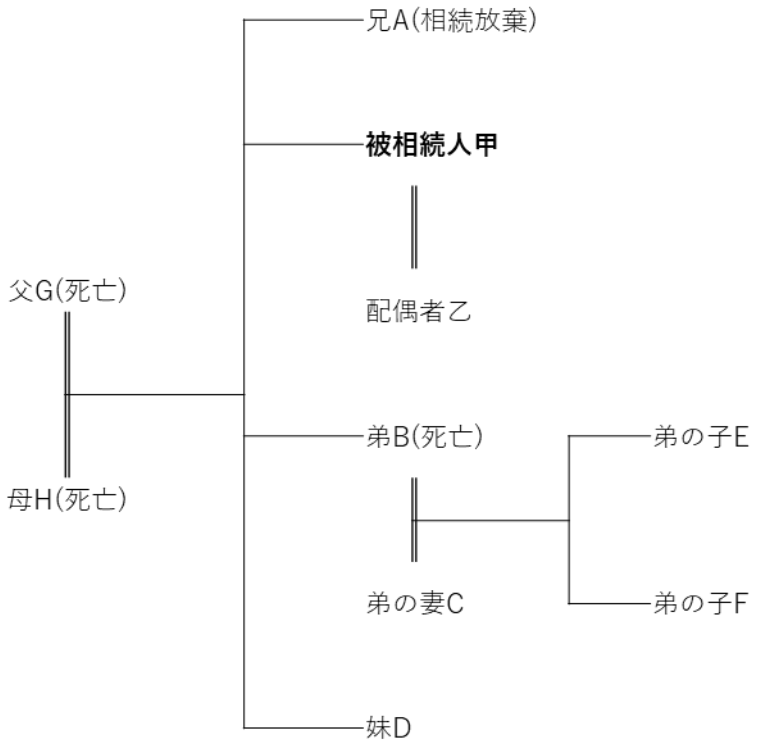

※父G、母H、弟Bは甲の相続開始前に亡くなっている

（問 12）甲の民法上の相続人と相続分の組み合わせとして、正しいものはどれか。

１．乙3/4、Ａ1/１２、Ｄ1/１２、Ｅ1/２４、Ｆ1/２４
２．乙3/4、Ｄ1/8、Ｅ1/１６、Ｆ1/１６
３．乙2/3、Ａ1/9、Ｄ1/9、Ｅ1/１８、Ｆ1/１８
４．乙2/3、Ｄ1/6、Ｅ1/１２、Ｆ1/１２

（問 13）甲の相続税法上の遺産に係る基礎控除額として、正しいものはどれか。

１．4,800 万円
２．5,400 万円
３．6,000 万円
４．6,600 万円

（問 14）相続の承認と放棄に関する記述のうち、最も不適切なものはどれか。

１．相続の限定承認は相続人全員で家庭裁判所に対して限定承認する旨の申述をしなければならないが、相続の放棄は各相続人が単独で行うことができる。
２．単純承認は、相続人が被相続人の債務を含む財産のすべてを、無制限に相続することであるが、限定承認は資産のみを相続することである。
３．相続の放棄をした場合、その者は初めから相続人でなかったものとして扱われる。
４．限定承認および相続放棄の手続をしなかった場合や、相続開始後 3 か月以内に相続財産の全部または一部を処分した場合、相続人は単純承認をしたものとみなされる。

（問 15） 被相続人甲の遺産総額は 24,000 万円（遺留分対象財産額）であった。相続人である子Ｂより遺留分が侵害されている旨の相談を受けた。子Ｂによると、遺言には遺産分割について以下のように指定してあった。相続人は配偶者乙、子Ａ、子Ｂの３人だけである。子Ｂが侵害された遺留分の金額として、正しいものはどれか。

配偶者乙　　6,000 万円
子Ａ　　16,000 万円
子Ｂ　　2,000 万円

１．1,000 万円
２．2,000 万円
３．4,000 万円
４．6,000 万円

（問 16）被相続人甲は 2019 年 1 月 20 日に亡くなった。甲が契約者であった保険契約は以下のとおりである。

生命保険会社	N生命	MS生命	S生命	P生命
保険料負担割合	甲　100%	甲　100%	配偶者乙　100%	甲　100%
被保険者	甲	甲	甲	甲
保険金受取人	配偶者乙	長男A	配偶者乙	二男B
保険金額	3,000万円	6,000万円	2,000万円	5,000万円

甲には配偶者乙のほか、長男Ａ、二男Ｂがいるが、二男Ｂは甲の相続につき適法に放棄をした。甲の相続について相続税を計算する際に、みなし相続財産となる生命保険金の額として、正しいものはどれか。なお、保険金は保険受取人として指定されたものがそれぞれ取得している。

１．　3,000 万円
２．　5,000 万円
３．　9,000 万円
４．　14,000 万円

（問 17）甲の相続について相続税を計算する際に、長男Ａの課税価格に算入される生命保険金の額（非課税金額控除後の金額）として、正しいものはどれか。

１．　5,000 万円
２．　5,250 万円
３．　5,333 万円
４．　5,500 万円

（問 18）被相続人甲は 2019 年 2 月 10 日に亡くなった。長男Ａは相続により財産を取得することになったが、甲の生前にも以下の財産の贈与を受けていた。甲の相続について相続税を計算する際に、生前贈与加算の対象となる金額として、正しいものはどれか。

〈資料〉
2015 年分
2 月 10 日に現金 300 万円
2016 年分
1 月 10 日に現金 300 万円
4 月 20 日に絵画 200 万円(評価額)
なお、上記絵画の相続開始時における評価額 150 万円
2017 年分
2 月 10 日に上場株式 2 万株(評価額 300 万円)
なお、上記上場株式の相続開始時における評価額 360 万円
10 月 1 日に現金 200 万円

１．　700 万円
２．　710 万円
３．　1,000 万円
４．　1,100 万円
５．　1,300 万円

（問 19）被相続人甲は 2019 年 1 月 20 日に亡くなった。甲の相続にかかる相続税の課税価格の合計額は 30,600 万円であった。相続人は配偶者乙、子Ａ、子Ｂ、子Ｃ、普通養子Ｄの５人であったが、甲は家庭裁判所に申し立て、子Ｃを適法に廃除している。子Ｃには 2 人の子Ｅと子Ｆがいる。甲の「相続税の総額」として、正しいものはどれか。

１．　4,650 万円
２．　4,700 万円
３．　4,750 万円
４．　5,360 万円

<相続税の速算表>

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
	1,000万円以下	10%	ー
1,000万円超	3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超	5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超	10,000万円以下	30%	700万円
10,000万円超	20,000万円以下	40%	1,700万円
20,000万円超	30,000万円以下	45%	2,700万円
30,000万円超	60,000万円以下	50%	4,200万円
60,000万円超		55%	7,200万円

（問 20）普通養子Ｄの課税価格を 6,120 万円とした場合の「Ｄの納付すべき相続税額」として、正しいものはどれか。

１．　930 万円
２．　940 万円
３．　950 万円
４．　1,072 万円

（問 21）配偶者乙の課税価格を 16,000 万円とした場合の「乙の納付すべき相続税額」として、正しいものはどれか。

１．　ゼロ
２．　106 万円
３．　107 万円
４．　108 万円
５．　122 万円

問　以下のそれぞれの設問に解答しなさい。（各 2 点）

（問 22）贈与に関する記述のうち、最も不適切なものはどれか。

１．死因贈与により財産を取得した者は、取得した財産について、贈与税を納めなければならない。
２．負担付贈与とは、家屋を贈与するとともにその家屋に係る借入金を負担させるなど、贈与契約締結の際に受贈者に一定の負担を課す贈与契約のことである。
３．書面によらない贈与契約については、その履行の時が取得時期となるが、履行前であれば各当事者が撤回することができる。
４．贈与者が現在および過去において、日本国内に住所を有する個人である場合、贈与により財産を取得した個人が、取得時期において日本国内に住所を有しておらず、日本国籍を有していない場合であっても、その取得した財産は、国内・国外を問わず、贈与税の課税対象となる。

（問 23）受贈者Ａ(48 歳)が 2018 年中に贈与により取得した財産の内訳は以下のとおりである。2018 年の贈与税額として、正しいものはどれか。Ａは贈与税の配偶者控除の適用要件をすべて満たしており、限度額までその適用を受けるものとするが、相続時精算課税制度は選択しないものとする。

〈内訳〉

日付	贈与者	贈与財産	贈与金額	備考
5月5日	父C	国債	300万円	
6月5日	父C	現金	300万円	
7月30日	夫B	土地	1,500万円	土地建物は夫B夫婦の自宅である。
		建物	500万円	
8月15日	母D	絵画	300万円	

<贈与税の速算表>

基礎控除後の課税価格		一般贈与		特例贈与	
		税率	控除額	税率	控除額
	200万円以下	10%	―	10%	―
200万円超	300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
300万円超	400万円以下	20%	25万円		
400万円超	600万円以下	30%	65万円	20%	30万円
600万円超	1,000万円以下	40%	125万円	30%	90万円
1,000万円超	1,500万円以下	45%	175万円	40%	190万円
1,500千円超	3,000万円以下	50%	250万円	45%	265万円
3,000万円超	4,500万円以下	55%	400万円	50%	415万円
4,500万円超				55%	640万円

１．　1,470,000 円
２．　1,800,000 円
３．　1,910,000 円
４．　2,350,000 円

(問 24) 贈与税の課税財産・非課税財産に関する記述のうち、最も不適切なものはどれか。

１．親が所有する土地を、無償(使用貸借)により子が借り受けて、その土地上に建物を建築しても借地権の贈与とはみなされない。
２．著しく低い価額の対価で土地・建物を譲り受けた場合、通常の取引価額と実際に支払った対価との差額に相当する金額が、財産を譲渡した者から贈与により取得したものとみなされ、贈与税の課税対象となる。
３．社交上必要と認められる香典、贈答、見舞い、祝物などの金品については、贈与税の課税対象とならず、所得税の課税対象となる。
４．相続開始年に被相続人から贈与を受けた財産は、贈与税の対象とならず、相続税の課税対象となる。

(問 25) 相続時精算課税制度に関する記述のうち、最も不適切なものはどれか。

１．本制度は、贈与した年の 1 月 1 日において 60 歳以上の父母または祖父母から、贈与を受けた年の 1 月 1 日において、20 歳以上(2022 年 4 月 1 日から 18 歳以上)の推定相続人である子または孫に対して、財産を贈与した場合に選択できる制度である。
２．2018 年に、85 歳の祖母と 62 歳の父から、それぞれ贈与を受けた者(35 歳)は、本制度の適用を受ける場合は、祖母と父のどちらかの贈与を選択しなければならない。
３．本制度を選択した場合、2,500 万円の特別控除の適用があり、2,500 万円までは贈与税はかからない。ただし、申告期限までに贈与税の申告が必要となる。
４．本制度適用者が、その特定贈与者が死亡する以前に死亡した場合は、その本制度適用者の相続人(包括受贈者を含む)は、その権利と義務を承継することになる。

（問 26）贈与税の配偶者控除に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。
特に記載のない事項については、贈与税の配偶者控除の適用要件を満たしているものとする。

１．甲さんの妻が、甲さんから居住用不動産の持分の贈与を受け、贈与税の配偶者控除1,000 万円の適用を受けた場合、翌年も居住用不動産の残りの持分を受けるときに1,000 万円の配偶者控除の適用を受けることはできない。
２．甲さんの妻が、甲さんから居住用不動産の敷地のみ贈与を受けた場合、配偶者控除の適用を受けることはできない。
３．甲さんの妻が、2018 年 4 月に甲さんから居住用不動産の贈与を受け、その後 2018 年 9 月に甲さんが死亡した場合、甲さんの妻は一定の書類を添付した贈与税の申告書を提出すれば、配偶者控除の適用を受けることができる。
４．甲さんの妻が、2018 年 4 月に甲さんから居住用不動産の贈与を受けた場合、2019 年 3 月 15 日までに甲さんの妻がその居住用不動産に実際に居住し、その後も引き続き居住する見込みであれば、配偶者控除の適用を受けることができる。

（問 27）相続対策に関する記述のうち、不適切なものはどれか。

１．養子縁組は実子がいる場合は 1 人、実子がいない場合は 2 人まで相続税の算出にあたり法定相続人の数にカウントされ、相続税対策として効果があるが、節税のためだけに安易に養子縁組をすると後々相続人同士のトラブルに発展する可能性があるので、慎重に行う必要がある。
２．更地に全額銀行借り入れで賃貸マンションを建築した場合、宅地の相続税評価額が下がるとともに銀行借入金が相続の債務控除の対象になるので、賃貸マンションの入居率が 50％以下でも、相続税対策としては有効である。
３．居住用財産を配偶者に贈与した場合、贈与税の配偶者控除の適用があれば贈与税の軽減効果が期待できるとともに、贈与後 3 年以内に贈与者の相続が開始した場合にも、配偶者控除相当額は生前贈与加算の対象にならないため、相続税対策としては有効である。
４．毎年、子や孫に対して現金を贈与する場合、贈与者の資産状況によっては、毎年、子や孫に対して基礎控除額を上回る現金を贈与することは、相続税対策としては有効である。

（問 28）任意後見制度に関する次の記述のうち、不適切なものはどれか。

１．任意後見制度は、将来の判断能力の低下に備え、本人があらかじめ契約により代理人(任意後見人)を選任しておく制度である。
２．任意後見契約は、必ず公正証書で行なわなければならない。
３．任意後見契約を締結した段階での受任者は、「任意後見受任者」と呼ばれ、委任者の判断能力が低下し、任意後見監督人が選任されて任意後見が開始された後に、「任意後見人」と呼ばれるようになる。
４．任意後見人には、法人がなることはできない。

（問 29）Ｙ社株式（上場株式）30,000 株の相続税評価額として、正しいものはどれか。

課税時期：2018 年 7 月 15 日

2018 年 7 月 13 日の終値	329 円
2018 年 7 月 17 日の終値	341 円
2018 年 7 月 2 日～ 7 月 13 日までの終値の平均額	332 円
2018 年 7 月中の終値の平均額	337 円
2018 年 6 月中の終値の平均額	342 円
2018 年 5 月中の終値の平均額	340 円
2018 年 4 月中の終値の平均額	333 円

１． 9,870,000 円
２． 9,960,000 円
３． 9,990,000 円
４． 10,050,000 円
５． 10,110,000 円

（問 30）路線価地域に所在するＰ宅地（更地）の相続税評価額として、正しいものはどれか。

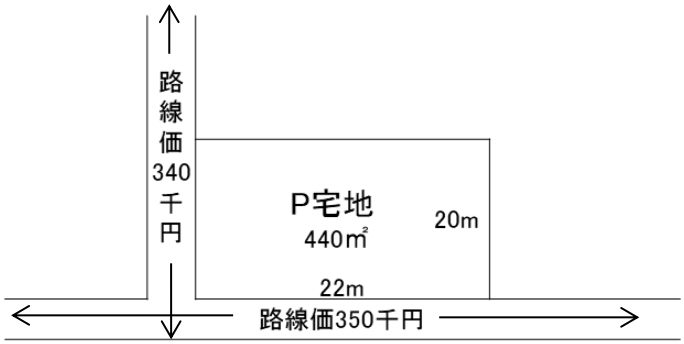

奥行価格補正率
10m 以上 24m 未満：1.00
側方路線影響加算率
角地：0.03
準角地：0.02

１． 152,680,000 円
２． 154,000,000 円
３． 154,220,000 円
４． 156,992,000 円
５． 158,488,000 円

（問 31）甲さんはＡ宅地の敷地に賃貸マンションを建築した場合に、相続税評価額として正しいものはどれか。なお、甲さんはＡ宅地以外の土地は所有しておらず、小規模宅地等の特例の要件を満たしているものとする。

〈Ａ宅地の概要〉
自用地評価額：120,000,000 円
地積：300 ㎡
借地権割合：60％
借家権割合：30％
賃貸割合：100％

１．　19,680,000 円
２．　45,920,000 円
３．　49,200,000 円
４．　63,200,000 円
５．　65,600,000 円

（問 32）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」に関する記述のうち、最も不適切なものはどれか。

１．「特定居住用宅地等」と「特定事業用宅地等」の 2 つの宅地等を取得した場合、適用対象面積の調整はせず、それぞれの適用対象面積の限度まで、本特例の適用を受けることができる。
２．本特例の適用対象者は、相続や遺贈により宅地等を取得した被相続人の親族であり、親族以外の第三者が遺贈により取得した場合は、本特例の適用対象とはならない。
３．被相続人である夫の事業(不動産貸付業を除く)の用に供されていた宅地等を、妻が相続により取得し、妻が相続税の申告期限まで事業を継続せず、その宅地を売却した場合であっても、その宅地等は「特定事業用宅地等」として、本特例の適用対象となる。
４．被相続人である母と長男家族が居住する二世帯住宅の敷地の用に供されている宅地等について、区分所有建物登記がされている場合を除き、長男が居住する部分を含め、その敷地全体について、本特例の適用対象となる。

（問 33）相続税の納付に関する記述のうち、最も不適切なものはどれか。

１．相続税を納付期限までに金銭納付せず、延納や物納の申請も行っていない場合には、遅延した期間に応じて、延滞税が課せられる。
２．相続税の延納は、相続税額が 100 万円を超えてなければ、延納が認められない。
３．相続税の延納期間は、原則として 5 年以内であるが、相続財産のうちに不動産等の価額の占める割合により、原則として最長 20 年となる。
４．小規模宅地等の特例の適用を受けた財産を物納する場合の収納価額は、原則として、相続税の課税価格の計算の基礎となった相続税評価額となり、本特例適用後の価額となる。

（問 34）相続税額の加算と控除に関する記述のうち、最も適切なものはどれか。

１．相続または遺贈により財産を取得した者で、被相続人の孫は必ず相続税額の 2 割加算の対象となる。
２．配偶者の相続税額の軽減を受けるためには、相続開始時において、婚姻期間が 20 年以上なければならない。
３．配偶者の相続税額の軽減を受ける場合、配偶者の取得する財産の価額が、相続税の課税価格の合計額に対する配偶者の法定相続分相当額、あるいは 1 億 6,000 万円までのいずれか少ない金額までであれば、納付すべき相続税額は算出されない。
４．1 次相続の開始時点から 10 年以内に 2 次相続が発生した場合、2 次相続において財産を取得した者の相続税額から、1 次相続で 2 次相続の被相続人が納付した相続税額の一定割合を、相次相続控除として控除することができる。

問　以下のそれぞれの設問について、最も適切なものを語群より選びなさい。（各 2 点）

（問 35）普通養子の養子縁組の同意は、養子となる者が(　　)であるときは、その法定代理人が本人に代わって、縁組の承諾をすることが要件となる。

【１．　10 歳未満　　２．　15 歳未満　　３．　18 歳未満　　４．　20 歳未満】

（問 36）相続人が配偶者と直系尊属のみの場合、配偶者の遺留分は相続財産の(　　)である。

【１．　6 分の 1　　２．　4 分の 1　　３．　3 分の 1　　４．　2 分の 1】

（問37）相続税の申告期限までに遺産分割が成立せず、未分割の状態で相続税の申告及び納付を行った場合において、その後、申告期限から3 年以内に遺産分割が成立し、配偶者の税額軽減や小規模宅地等の特例の適用を受けるときは、その旨を記載した（　　）を提出する必要がある。

【　１．期限後申告書　２．更正の請求書　３．修正申告書　４．嘆願書　】

（問 38）被相続人の債務として控除できるものは、借入金、未払い医療費、被相続人係る未払いの所得税・住民税・固定資産税等、(　　)などがある。

【１．　遺言執行費用　２．　アパートの預り敷金　３．　墓地購入未払金
４．　団体信用生命保険付きローン】

（問 39）「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度」の対象となる受贈者は、教育資金管理契約を締結する時において(　　)の直系卑属に限られる。

【１．　15 歳未満　　２．　18 歳未満　　３．　20 歳未満　　４．　30 歳未満】

（問 40）相続人が、被相続人から固定資産税程度の地代で借り受けていた宅地に、相続人名義のアパートを第三者に賃貸していた場合、この宅地は(　　)として評価される。

【１．　自用地　　２．　貸宅地　　３．　貸家建付地　　４．　借地権】

次の設例に基づき、相続における遺産分割に関する以下について、それぞれの答えを語群の中から１つ選びなさい。（各１点）

＜設例＞

原田さんは、賃貸事業を営む地主です。賃貸アパート２棟、駐車場２ヶ所を所有しています。賃貸事業は順調で入居率は95％で推移しております。

原田さんには、建築業者から駐車場①に賃貸マンションの建築の提案を受けており、作成したシミュレーションでは駐車場の収入より多くの収入が期待できることから、原田さんは前向きに検討していますが、相続を考えると納税が心配になります。

【家系図】

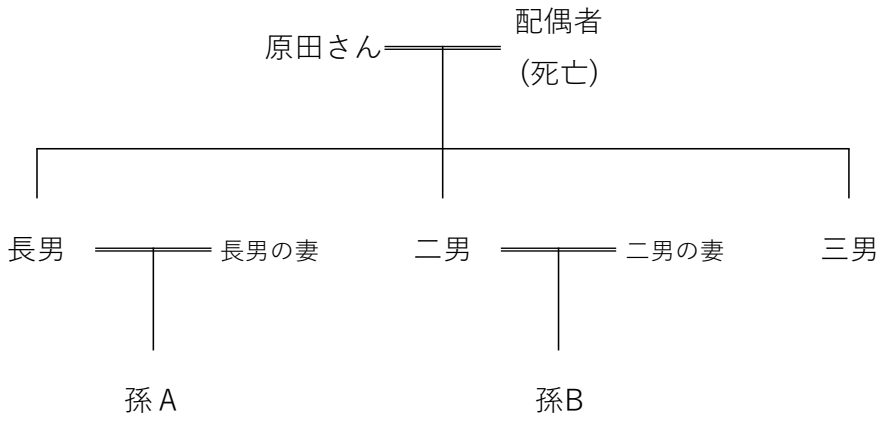

【財産明細】

財産の種類		評価額		財産の種類		評価額	
土地	自宅	5,000	万円	建物	自宅	3,800	万円
	アパートＡ	15,000	万円		アパートＡ	8,000	万円
	アパートＢ	8,000	万円		アパートＢ	3,000	万円
	駐車場①	15,000	万円	預貯金		10,000	万円
	駐車場②	10,000	万円	上場株式		2,000	万円
					課税価格合計	**79,800**	**万円**

※土地建物の評価額は、小規模宅地等の特例(自宅で適用済)、貸家建付地評価、貸家評価を考慮後の全額とします。

※借地権割合は70％、借家権割合は30%とします。

※土地は整形地とし各種補正は行わないものとします。

※賃貸マンションを建築した場合の入居率は100％とします。

※小規模宅地等の特例はテナントビルに適用済

賃貸事業を営んでいる地主が新たに賃貸マンションを建築する場合について検討します。

原田さんは、自分の相続時に二男にはアパートＢの土地・建物、三男には駐車場②をそれぞれに相続させ、納税に関しては駐車場①の売却と預貯金、上場株式でと考えていました。
原田さんの現状の相続人は 3 人で、相続税額は 問 41 円となります。駐車場①に建築業者の提案通りに全額銀行借入金で賃貸マンション(マンションの固定資産税評価額 10,000 万円、銀行借入金 18,850 万円)を建設した場合、賃貸マンションの土地評価額は 問 42 円、賃貸マンションの建物の評価額は 7,000 万円となり、賃貸マンション建築後の相続税額は 問 43 円となり、 問 44 円相続税額が軽減されます。
賃貸マンションを建築メリットはありますが、この建築によって 問 45 が確保されたわけではありません。現状のままでしたら、原田さんの考えどおり納税が可能でしたが、相続税を納税するための土地の駐車場①に賃貸マンションを建築することにより、駐車場①を相続税の納税をするための予定地にすることができなくなり、預貯金、上場株式だけでは 問 45 が不足してしまい、駐車場②を相続税の納税するための予定地に考えなければならなくなります。
これでは原田さんが自分の相続時に、三男には駐車場②を相続させたいという希望がかなわなくなる可能性があります。
また、相続税対策のために建築した賃貸マンションの収入が、当初見込んでいた収益に満たない、空室が出てきた、 問 46 など事業面にも不安が出てきたりすることもありますので、計画は十分留意することが必要です。
相続診断士は、お客様の資産内容や現状の活用等を分析し、節税のみではなく、 問 45 や分割等における問題点を浮き彫りにして、解決策をアドバイスすることが重要です。

【相続税早見表】

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	-
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
10,000万円以下	30%	700万円
20,000万円以下	40%	1,700万円
30,000万円以下	45%	2,700万円
60,000万円以下	50%	4,200万円
60,000万円超	55%	7,200万円

【語群】

1	27,810 万	2	25,650 万	3	20,317 万 5 千	4	18,900 万
5	3,750 万	6	5,750 万	7	6,750 万	8	15,000 万
9	11,850 万	10	10,500 万	11	現金	12	節税
13	納税資金	14	譲渡資金	15	ローン返済	16	預金

次の設例に基づき、相続における遺産分割に関する以下について、それぞれの答えを語群の中から１つ選びなさい。（各１点）

＜設例＞

上村さんは、5 年前に脳梗塞を患い、同居している長男夫婦に面倒をみてもらっており、特に長男の嫁にはかなり世話になっています。

介護費用は、上村さんの預金から支払われています。

二男は仕事の関係で転勤が多く、長女は 10 年前から沖縄に居住しているので、父の介護は長男夫婦に任せっきりとなっています。長男としては父の介護をした分、当然多くの財産を相続する権利があると考えています。

【家系図】

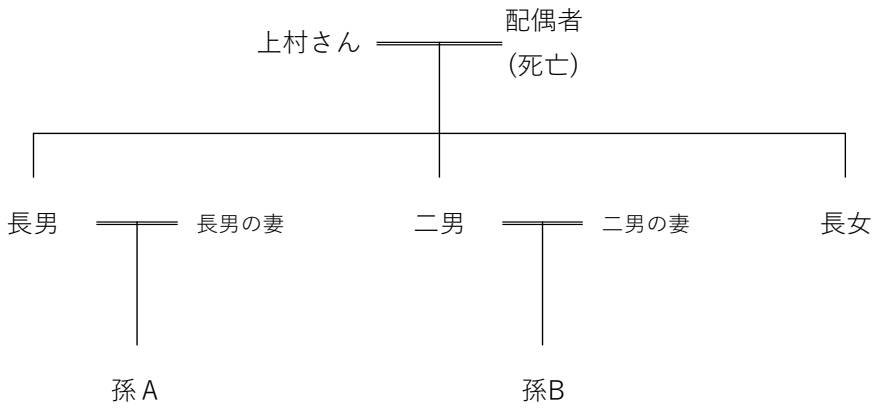

【財産明細】

財産の種類	評価額	備考
自宅：土地	6,000 万円	面積：200 ㎡、路線価：30 万円
自宅：建物	500 万円	固定資産税評価額
預貯金	5,500 万円	
合計	**12,000 万円**	

※評価額と時価は同一とします。

上村さんの遺産分割において法定相続分通りに分割すると仮定した場合、長男、二男および長女の法定相続分は３分の１ずつで、それぞれ 4,000 万円の財産を相続する権利があります。しかし、長男は父の介護をしてきたのだから当然 問 47 は認められると考えています。ところが、民法 877 条には「 問 48 及び兄弟姉妹は、互いに扶養する義務がある」と定められており、子が親の面倒を見るのは義務であり、介護のみでは 問 47 は認められない可能性が高いのです。
親の介護には、介護費用が必要になります。介護費用を長男が父の預金から引き出している場合に、非同居親族(二男、長女)から預金額が異常に減っている、介護費用以外に使っているのではないかとの疑いをもたれる可能性があるため、介護で使用したお金の流れはきちんと記録をしたり、 問 49 を保管したりするなど他の相続人に説明ができるようにしておくことが大切です。
介護を行っていた長男の嫁に感謝の気持ちとして財産をあげたくても、長男の嫁に相続権はなく、相続権を持たせるには 問 50 を行うことになります。しかし、他相続人からの反発を招くこととともあるため、そのような理由だけで 問 50 を行うことは控えた方が良いでしょう。 問 50 をしなくても、① 問 51 、②遺言、③贈与によって財産を遺贈することで、長男の嫁に感謝の気持ちを形にすることができます。

長男が介護を理由に多くの財産を相続したいと考えていることから、遺産分割協議がスムーズに整うとは考えにくく、遺言によりトラブルを未然に防ぐことを検討する必要があります。

【語群】

1	特別受益	2	権利	3	貢献度	4	寄与分
5	通帳	6	現金	7	認知	8	領収書
9	養子縁組	10	直系尊属	11	直系卑属	12	直系血族
13	生命保険						

次の設例に基づき、相続における遺産分割に関する以下について、それぞれの答えを語群の中から１つ選びなさい。（各１点）

＜設例＞

甲さんは、ご主人(乙)を３ヶ月前に亡くし、現在遺産分割協議を行っている最中です。家族の仲は良く、遺産分割で揉める雰囲気はありません。子供たちは母の意見を尊重し、老後の生活に困らないよう母の相続分は手厚くにと考えています。しかし、子供たちは知らないのですが、甲さんは実家の相続の際に 15,000 万円の金融資産を相続しており、老後の生活に十分な金額を既に保有しているのです。そのため、甲さんは相続せず子供たちにすべて相続させようと考えています。なお、生命保険金 4,000 万円の受取人は長男 3,000 万円、次男 1,000 万円で指定されています。

【家系図】

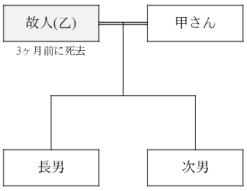

【財産明細】

乙さんの財産	
財産の種類	評価額
預貯金	17,500万円
生命保険金	4,000万円
不動産	30,000万円
合計	**51,500万円**

甲さんの財産	
財産の種類	評価額
相続する財産	25,000万円
自身の財産	15,000万円
合計	**40,000万円**

相続税(一次相続)	6,555万円

※法定相続分通りに相続した場合

相続税(二次相続)	10,920万円

【相続税早見表】

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	-
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
10,000万円以下	30%	700万円
20,000万円以下	40%	1,700万円
30,000万円以下	45%	2,700万円
60,000万円以下	50%	4,200万円
60,000万円超	55%	7,200万円

遺産分割の仕方による相続税の変動について検討します。
（小規模宅地等の特例や二次相続までの間の財産の増減については考慮しないものとします。）

配偶者の相続税の課税価格が法定相続分通りになるように、相続財産のうち 25,000 万円を相続した場合、一次相続税は 6,555 万円、二次相続税は 10,920 万円となり、相続税の合計額は 17,475 万円になります。一次相続税は配偶者の税額軽減が最大限に活用されているため安くなっていますが、相続財産を子供がすべて相続した場合には一次相続税は 問 52 円になります。このように配偶者の相続する割合によって相続税が変わってきます。

しかし、子供がすべて相続した場合、二次相続税は 問 53 円になるため、一次相続税と二次相続税の合計額としては、配偶者の相続税の課税価格が法定相続分通りになるよう相続した場合よりも安くなります。このように、税負担の観点で遺産分割を検討する場合には、一次相続税と二次相続税の合算で検討することが大切になります。

生命保険金の非課税金額の総額は 1,500 万円になりますが、このうち長男に適用される金額は 問 54 円です。このように生命保険には非課税枠があり、相続税の軽減メリットを享受できるとともに、残したい人に確実に残せるため思いを実現できる金融商品として活用できます。

仮に、乙さんに 7 億円の債務がある場合、資産＜負債となるため、相続人には負債だけが残ることになります。このような場合は、相続の開始があったことを知ったときから 問 55 以内に相続放棄の手続きをすることで、被相続人の権利や義務を一切受け継がないことができます。

【語群】

1	15,210 万	2	6 ヵ月	3	4 ヶ月	4	5,460 万
5	1,500 万	6	1,125 万	7	10 ヶ月	8	1,840 万
9	4,920 万	10	1,000 万	11	19,000 万	12	13,110 万
13	3 ヶ月	14	12,960 万	15	2,860 万	16	3,000 万

次の設例に基づき、相続における遺産分割に関する以下について、それぞれの答えを語群の中から１つ選びなさい。（各１点）

＜設例＞
河野さんは、会社を経営しているオーナーで、長男家族と同居しています。
先代は事業承継対策や相続対策を一切行っていなかったため、多額の相続税を課せられ納税に苦労したとのことです。会社の後継者は長男で、現在は専務として会社を支えてくれており、事業は順調に推移しています。
長女は会社の経営には関与しておらず、別世帯となっています。
河野さんは先代の相続で苦労した経験から、長男には同じ苦労をさせたくないとの思いが強く、有効な対策があれば早期に着手したいとのご意向です。
また、長女には遺留分相当額を相続させてあげたいと考えています。

【家系図・資本関係図】

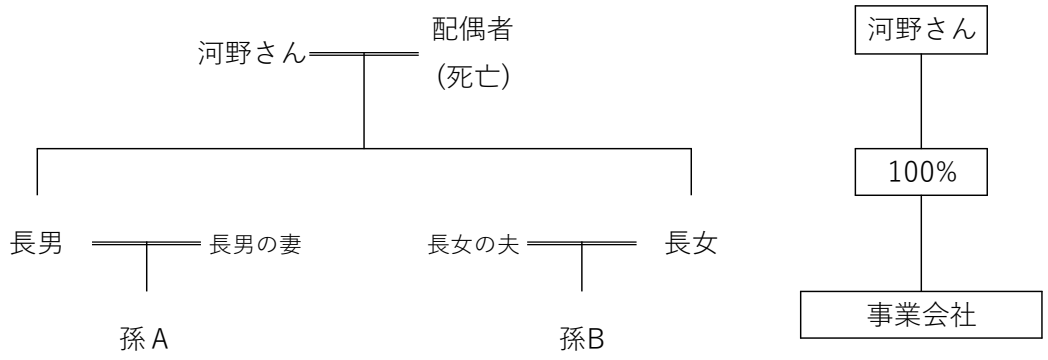

【財産明細】

預貯金		10,000 万円
自社株式		50,000 万円
自宅	土地	7,000 万円
	建物	1,000 万円
合計		**68,000 万円**
相続税		23,500 万円

※法定相続分通りに相続した場合

事業承継に伴う納税資金の確保について検討します。

河野さんは会社の資本金の 100％を出資しており、会社の業績等によって自社株式の評価額が変動し、それに伴い相続税も変動することになります。会社の経営は順調で事業が拡大傾向である点を考えると、自社株式の評価額は今後上昇していくことが想定されます。相続税の納税資金の確保策として、①金融資産、②自社株式の譲渡代金、③ 問 56 、④退職金、⑤生命保険などが考えられます。

問 56 とは、会社が自己株式を買い戻し、消却しないまま保有し続ける場合の自己株式のことです。

納税資金を調達する資産として、自社株式から調達する方法が有効です。

相続人が、相続によって取得した自社株式をその発行会社に相続税の申告期限の翌日以降 3 年を経過する日までに譲渡した場合にはみなし配当課税は行われず、売買価格と取得価格の差額が譲渡所得として課税されるので、税負担が少なくなり、さらに 問 57 の特例の適用を受けることができるメリットがあります。

ただし、会社に 問 56 を取得する財源があること、また 問 56 の取得は会社法で定める分配可能額の範囲以内となっていますので注意が必要です。

また、長女への遺留分相当額は 問 58 円となり、預貯金だけでは不足してしまい自社株式も相続させることになれば、株主総会における決議にも支障が出ることも考えられますので、この場合は種類株式を活用した財産分与が有効です。

普通株式である自社株式の内、経営に関与しない長女へ相続させる自社株式を

問 59 に変更します。普通株式を後継者の長男へ、 問 59 を長女へ相続させることにより、後継者の長男は安定した会社の経営が可能となります。

普通株式を後継者の長男へ、 問 59 を長女へ相続させるためには、 問 60 が必要です。

相続診断士は、会社の事業承継は税法上非常に難しい問題があるので、税理士等の専門家を交えて、納税資金を生前に検討し対策を行うことで、河野さんが納税に苦労した経験を長男にさせることなく笑顔相続が実現するのです。

【語群】

1	上場株	2	優先株	3	特殊株	4	金庫株
5	延納	6	物納	7	金銭納付	8	取得費加算
9	議決権株式	10	無議決権株式	11	特別株式	12	制限株式
13	11,750 万	14	15,950 万	15	17,000 万	16	34,000 万
17	会社の議決	18	会社の承認	19	遺言	20	契約書